認知症840万人時代!今後注目される新たな財産管理と承継の形

『相続における家族信託の活用』

『家族信託』を知って『安心』を手に入れる



老後の財産管理や相続というテーマにおいて 一般論ではなく、自分自身の問題点や やるべきことが明確になる 実践・参加形式のセミナーです!

※資産状況の開示は必要ありません。個別相談は別途予約が必要です

■新しい財産管理手法「家族信託」とは?

- ◆認知症になると全ての財産は凍結!(動かせない)
- ◆信頼できる家族に託す、家族信託の仕組み
- ◆成年後見制度ではできない財産管理
- ◆遺言ではできない承継が可能に
- ◆家族信託で何ができるのか(事例)

■親子とプロで始める財産管理・相続対策

- ◆家族信託は親子の信頼関係が必要
- ◆話をしない親子→世代の違いによる認識の差
- ◆相続対策は誰のため?何のため?
- ◆相続対策はいつから何を始めるの?
- ◆対策によって親・子・○○家の安心を手に入れる
- ◆親・子でご参加されるのがベストです「事業承継」

家族信託組成コンサルタント 家族信託普及協会所属 家族信託専門士が語る



講師: 氏原明廣会計事務所 【資格】家族信託専門士 公認会計士 税理士·特定行政書士 宅地建物取引士

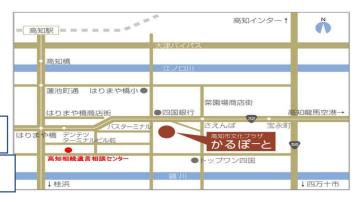
『親子で相続を考えるセミナー・事前対策編』

2017年 参加費:無料 9月27日(水曜日)要予約 13:20~16:50

※受付開始 13:00~

定員40人

会場 かるぽーと 9階中央公民館 特別学習室



お問合せ申し込み 一般社団法人家族信託普及協会会員 家族信託専門士 〒780-0833 高知市南はりまや町1丁目 1 0番 7号 主催 高知相続遺言相談センター

『前半:家族信託の基礎編・後半は実例応用編』

「あなたはご存知ですか?」

- □親の判断能力が低下すると定期預金を簡単には解約できない
- □親の判断能力が低下すると不動産を簡単には売れない
- 口成年後見制度では自宅の売却は裁判所の許可がいる
- 口遺言書では自分の後の承継先しか指定できない
- □(相続対策等)結局何もしない家族がほとんどという現実

家族信託の徹底理解 一般向け (不動産・建設・保

険・税理士も可)

その上で

やってみよう「もしも親が・・・」

「親に万が一のとき(相続)あなたが困ることは何ですか?」
「親の体力や判断能力が低下したときななたが困ることは何ですか

<u> </u>	O×
	0 ^
遺産の分割方法が自分たちでは決められない(共有不動産になる)	
相続税の納税資金が現金では足りない(現金がなくなる)	
介護費用等の準備が不明で不安がある	
換金できない(売れない)不動産が残る	
(田舎空家・別荘・崖地・再建築不可・古い歯抜けのアパート)	
固定資産税等の支払いの割に収益の低い不動産がある	
管理や交渉が大変な不動産(底地・借地等)がある	
重要書類(権利証・保険証券・通帳等)の所在が分からない	
財産や不動産の状況が分からない	
兄弟誰も責任感と行動力がない	
高齢の親がいるのに認知症・介護・相続のことを親と話をしたことがない	

○が1個でもある方は

親子で相続を考えるセミナーにご参加を!!

セミナー参加者にはアンケートを提出の方に『家族信託Q&A』プレゼント

お申込: FAX088-883-0022又は電話 088-8820640

申し込みます **Email: uiihara@kaaoya.net**

住所参加者

氏名 参加者

TEL Email